平成２４年（フ）第１１０５２号
東京都北区堀船１丁目25―３―101
債務者　永井　幸正
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０５６号
東京都江戸川区平井７丁目６―１―208
債務者　倉田　豊次
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０５８号
東京都目黒区中目黒４丁目10―10　合田方208
債務者　土屋　光治
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７０号
東京都八王子市暁町１丁目32―14　渡邊方
債務者　高畠　公子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７１号
東京都板橋区双葉町20―11―102
債務者　空元　早男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７４号
東京都板橋区仲宿37―２
債務者　神谷　　彰
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７５号
東京都目黒区中央町１丁目18―９―203
債務者　平　利恵子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２―２―115
債務者　大塚　裕章
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７８号
東京都練馬区北町１―42―３、住民票上の住所東京都板橋区赤塚６丁目１―19
債務者　大瀬良安弘
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７９号
東京都杉並区荻窪２丁目24―８
債務者　宮嶋　珠子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０８０号
神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目13―３―202
債務者　伊佐　公作
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０８２号
神奈川県川崎市高津区久末459―１―409
債務者　城　　智子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０８３号
東京都大田区西蒲田３丁目21―16　アレインＯＢ
債務者　雪松　重広
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０８４号
東京都東村山市青葉町２丁目38―13　ライオンズマンション久米川第５　106
債務者　大槻　美絵
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０８７号
東京都葛飾区水元２丁目６―11　五十嵐方
債務者　丹治　美樹
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６２２号
横浜市南区永田東２丁目20番21号　フォントネー永田103
債務者　小林　祐太
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部